

令和5年第6回府中町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 開 会 年 月 日 令和5年12月8日 (金)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和5年12月8日 (金)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (18名)

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 梶川三樹夫君 | 副議長 | 二見伸吾君 |
| 1番  | 川上翔一郎君 | 2番  | 宮本彰君  |
| 3番  | 西山優君   | 4番  | 狩野雄二君 |
| 5番  | 坂田栄一君  | 6番  | 田中伸武君 |
| 7番  | 山口晃司君  | 10番 | 西友幸君  |
| 11番 | 寺尾光司君  | 12番 | 力山彰君  |
| 13番 | 三宅健治君  | 14番 | 齋藤昇君  |
| 15番 | 益田芳子君  | 16番 | 橋井肇君  |
| 17番 | 児玉利典君  | 18番 | 木田圭司君 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員 (0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸報告
  - (1) 議長報告
  - (2) 常任委員会委員長報告
  - (3) 議会運営委員会委員長報告
  - (4) 議会報特別委員会委員長報告
  - (5) 監査委員報告

(6) 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

4 町長報告

・行政報告

・報告第10号 専決処分の報告について

- 5 第49号議案 府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 6 第50号議案 府中町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 7 第51号議案 府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 8 第43号議案 令和5年度府中町一般会計補正予算(第7号)
- 9 第44号議案 令和5年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 10 第45号議案 令和5年度府中町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 11 第46号議案 令和5年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 12 第47号議案 令和5年度府中町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 13 第48号議案 府中町印鑑条例の一部改正について
- 14 第52号議案 府中町手数料条例の一部改正について
- 15 第53号議案 府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 16 第54号議案 介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について
- 17 第55号議案 府中町国民健康保険税条例の一部改正について
- 18 第56号議案 府中町下水道事業経営審議会設置条例の制定について
- 19 第57号議案 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について
- 20 第58号議案 指定管理者の指定について
- 21 第59号議案 指定管理者の指定について
- 22 第60号議案 教育委員会委員任命の同意について

~~~~~〇~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

| | | | | |
|----------------|---|----|-----|---|
| 町 | 長 | 佐藤 | 信治 | 君 |
| 副町 | 長 | 齋藤 | 哲也 | 君 |
| 教 | 育 | 新田 | 憲章 | 君 |
| 総務企画部 | 長 | 増田 | 康洋 | 君 |
| 財務部 | 長 | 胡子 | 幸穂 | 君 |
| 福祉保健部 | 長 | 山西 | 仁子 | 君 |
| 町民生活部 | 長 | 森本 | 雅生 | 君 |
| 建設部 | 長 | 井上 | 貴文 | 君 |
| 教育部 | 長 | 榎並 | 隆浩 | 君 |
| 危機管理監 | | 屋敷 | 学 | 君 |
| 総務企画部次長兼情報管理課長 | | 岩崎 | 雅男 | 君 |
| 財務部次長兼財政課長 | | 中本 | 孝弘 | 君 |
| 福祉保健部次長兼高齢介護課長 | | 藤永 | 美香 | 君 |
| 町民生活部次長兼自治振興課長 | | 谷口 | 充寿 | 君 |
| 消防次長兼消防総務課長 | | 橋本 | 臣彦 | 君 |
| 政策企画課 | 長 | 土井 | 賢二 | 君 |
| 総務課 | 長 | 宮脇 | 理恵 | 君 |
| 税務課 | 長 | 藤田 | 正明 | 君 |
| 福祉課 | 長 | 箱田 | 進一 | 君 |
| 子育て支援課 | 長 | 塩月 | 久美子 | 君 |
| 保険年金課 | 長 | 金本 | 智巳 | 君 |
| 健康推進課 | 長 | 平岡 | 直美 | 君 |
| 環境課 | 長 | 砂崎 | 勇介 | 君 |
| 下水道課 | 長 | 岡村 | 紀行 | 君 |
| 環境課主幹 | | 梶山 | 睦生 | 君 |
| 維持管理課 | 長 | 谷口 | 洋二 | 君 |
| 教育総務課 | 長 | 藤永 | 政己 | 君 |
| 学校教育課 | 長 | 立花 | 淑子 | 君 |
| 危機管理課 | 長 | 松林 | 亮 | 君 |



8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(梶川三樹夫君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和5年第6回府中町議会定例会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(梶川三樹夫君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付しております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、12番力山議員、13番三宅議員を指名いたします。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第2、会期の決定を議題に供します。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりです。それでは、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの5日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から12月12日までの5日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

9月定例会以降は、11月15日に広島県町議会議長会の定例議長会議に出席し、昨年度決算の認定、来年度の各町負担額や事業計画、予算等について協議をしております。

11月21日は、安芸郡町議会議長連絡協議会の研修会ということで、坂町の災害伝承ホールで、議員の皆さんと一緒に研修を受けております。

11月29日は、町村議会議長全国大会が開催されましたので、出席しております。

大会では、「東日本大震災からの復興、原子力発電所事故への対応および大規模災害対策の確立等を求める特別決議」、「少子化対策の推進と子ども・子育て政策の強化を求める特別決議」等、また、令和6年度の国の予算編成及び施策に関する要望の決議などを定めております。

これらの資料は、議会事務局へ置いてありますので、詳細は御覧いただけるかと思っております。

以上で、議長報告を終わります。

次に、各常任委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、山口委員長、お願いいたします。

○7番（山口晃司君） 皆様、おはようございます。

総務文教委員会の報告をさせていただきます。

9月定例会以降、11月27日に委員会と協議会を開催しております。

委員会では、町長、教育長からの報告を受け、その後に協議会を開催し、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けております。

教育長の報告の中では、来年の「はたちのつどい」の開催は、令和元年度以来、中学校区に分けずに行うことで、コロナ明けを実感するところでございます。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 厚生委員会、木田委員長、お願いします。

○18番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。

厚生委員会の報告をさせていただきます。

令和5年9月定例会以降、11月28日に委員会並びに協議会を開催しております。

11月28日の委員会では、生活環境に関する事務調査として、下水道事業に関する

る工事請負契約の締結の報告についてと、2件の工事請負変更契約の締結の報告について説明を受けました。

また、下水道使用料の今後の在り方を含めて検証するために設置を予定している府中町下水道事業経営審議会について説明を受けております。

そのほか、12月定例会前ということで、協議会に切り替えて、提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、厚生委員会の報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（梶川三樹夫君） 建設委員会、力山委員長、お願いします。

○12番（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。

建設委員会の報告をさせていただきます。

令和5年9月定例会以降、11月29日に委員会並びに協議会を開催しております。

11月29日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査に関し、府中町立地適正化計画（素案）について報告がありました。

また、工事請負契約の締結の報告として、橋りょう長寿命化改修工事、工事請負変更契約の締結の報告として、府中町内県道・町道等維持補修、道路新設改良工事（青崎25号線）について説明を受けました。

また、12月定例会前であるため、協議会に切り替え、12月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、建設委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 議会運営委員会、西委員長、お願いします。

○10番（西 友幸君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、9月定例会以降、10月23日と一昨日の12月6日に委員会を開催しております。

10月23日の委員会では、11月16日から17日に行う行政視察についてと、議会タブレットの予算化のため、より具体的な内容を決定しております。

なお、タブレットの予算につきましては、議員の皆さんも定例会前の常任委員会に

において、議会費の説明の際にお伺いのことと存じます。

11月16日から17日まで、愛知県の岩倉市と大阪府の四條畷市へ行政視察へ行っております。一昨日の委員会においては、陳情の報告や、本定例会の会期決定などを行ったほか、今年に入り、協議を続けています長期欠席者等に係る議員報酬の特例に関する条例案をまとめましたので、今定例会に提出させていただく予定としております。

次に、地方自治法の改正に伴う議員の請負公表についてのルールづくりと議員の請負の状況の公表に関する条例等の検討を始めております。

また、11月の行政視察の出張報告もまとめましたので、本日の皆さんのお手元に配付しております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 議会報特別委員会、三宅委員長、お願いします。

○13番（三宅健治君） 皆さんおはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

9月定例会以降、議会報特別委員会は、9月20日の定例会閉会后、10月4日、10月13日及び昨日12月7日の4回開催されております。

また、9月26日から27日にかけて行政視察を行い、令和5年度町村議会広報研修会に参加しております。

9月20日の委員会では、橋井委員から委員長の辞職願の提出がありましたので、委員長選挙を行い、私が委員長に選任され、副委員長に二見委員が選任されました。

その後、議会だより第171号の執筆者や、発行までの日程を確認しました。

10月4日の委員会では、原稿の校正と写真の調整を行いました。

10月13日の委員会では、初校により、見出しや記事内容など校正した後、次号の編集に向けて、一般質問記事の執筆方法の見直しについて協議し、今定例会以降の一般質問記事の取扱いを決定しました。

昨日、12月7日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする議会だより第172号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整などについて協議しました。

また、12月7日の委員会では、出張報告の取りまとめを行っております。

9月26日から27日までの行政視察につきましては、出張報告にまとめ、皆さん

のお手元に配付しておりますので、御覧ください。

併せて、委員会で決定しました一般質問記事の取扱いについても、皆さんのお手元に配付しておりますので、御確認ください。

以上で、議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 次に、監査委員報告をお願いします。

児玉監査委員。

○17番（児玉利典君） 改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、監査委員報告をさせていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、令和5年8月分を9月21日に、9月分を10月20日に、10月分を11月20日に代表監査委員土井精二並びに監査委員児玉利典の両名で行いました。

検査の結果については、お手元の配付資料のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

以上で、監査委員報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

木田議員。

○18番（木田圭司君） 改めまして皆さん、おはようございます。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をいたします。

令和5年10月30日に令和5年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、出席しましたので報告をいたします。

なお、以下広島県後期高齢者医療広域連合をそれぞれ省略して報告をいたします。

今回の定例会では議案が8件ありました。

内容は、人事案件1件、決算認定1件、条例制定1件、条例改正1件、補正予算2件、規則改正1件、その他案件1件です。

詳細は、監査委員の選任、令和4年度歳入歳出決算の認定、条例の読点の表記を改める条例の制定、情報公開条例の一部改正、令和5年度一般会計補正予算（第1号）及び令和5年度特別会計補正予算（第1号）の可決、会議規則の一部改正、長の専決処分事項の指定についての一部改正で、監査委員として、呉市選出の井手畑隆政議員を選任同意したほか、全て原案どおり認定・可決いたしました。

なお、令和4年度の歳入歳出決算は、一般会計の歳入決算額が16億788万8,000円、歳出決算額が13億7,047万3,000円で、差引き残額は2億3,741万5,000円でした。

また医療特別会計の歳入決算額が4,357億7,278万7,000円、歳出決算額が4,332億8,545万2,000円で、差引き残額は24億8,733万5,000円となり、各会計とも令和5年度への繰越しとなりました。

以上で、広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第4に入る前に、しばらく休憩いたします。

10時から再開いたします。休憩。

（休憩 午前 9時49分）

（再開 午前10時00分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） それでは、日程第4、町長報告を行います。

最初に行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 皆様、おはようございます。

本定例会は、本日から12日までの5日間の会期ということでございますけれど、提議する議題は、町長報告の行政報告2件、専決処分の報告1件、議案関係が補正予算5件、条例の制定改正が9件、その他4件となっております。また追加で、補正予算の専決処分を1件報告し、承認を求めることとしております。

それでは町長報告、行政報告2件を行います。

まず1件目は、来年度の主要事業の推進に当たり、国・県への提案活動を行いましたので、御報告いたします。

まず、国への提案活動であります。このたびは衆議院議員選挙小選挙区の区割り変更に伴い、本町が広島1区となり、1区選出の衆議院議員である岸田文雄内閣総理大臣をはじめ、事務所の方々に多大なるお力添えをいただいたところであります。

去る11月7日には、国土交通省中国地方整備局、また、11月13日・14日には、県東京事務所の御協力もいただき、東京の国土交通省と文部科学省、さらには京都の文化庁へそれぞれ提案活動を行いました。

対象事業は、国土交通省関係が向洋駅周辺土地区画整理事業と公共下水道事業、文部科学省関係が下岡田官衙遺跡保存・整備事業であります。

このたびの提案活動では、直接、岸田総理と面会することができました。総理からは、「これらの事業は、全国でも多くの要望があるが、しっかりと対応していきたい。」と力強いお言葉をいただきました。また、斉藤国土交通大臣からは、「予算の確保について、しっかり支援していきたい。」また、盛山文部科学大臣からは、「魅力ある文化財に対してできる限りの支援を行いたい。」というお言葉をいただきました。

今回の提案活動では、各省庁の全ての大臣・長官に直接提案・お話ができ、またその他にも副大臣・政務官・事務次官等、各省庁幹部の方々に直接お話をし提案をさせていただいたところでもあります。

次に、県の提案活動です。

11月20日に県庁や出先機関に赴き、副知事及び関係局長などに提案活動を行いました。

対象事業は、榎川・府中大川河川改修事業、県道事業、広島市東部地区連続立体交差事業で、「町と連携しながら事業を進めたい。」など、前向きな回答をいただいたところでもあります。

なお、当該提案活動につきましては、ホームページで公表を行っているところでもあります。

令和5年度国・県への提案活動は以上でございます。

次に、2件目は全国町村長大会で、去る11月15日東京渋谷のNHKホールにおいて開催され、出席をいたしました。昨年から通年どおり、全国の町村長の出席をもって開催されておりまして、冒頭には、令和5年7月に新たに全国町村会の会長に就任された坂町長の吉田会長が挨拶をされました。

また、来賓として、広島県選出の岸田文雄内閣総理大臣も御臨席いただきまして、祝辞を述べられました。広島県町村会の参加者には、演壇の正面、客席一番前に席を与えられまして、御臨席のお礼と国政を担う激励、応援の拍手を精いっぱい皆で行っ

たところであります。

大会では、大会決議、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議、少子化対策の推進とこども・子育て政策の強化に関する特別決議、農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立等に関する特別決議が採択されました。

全国町村会では各省庁に、都道府県町村会は地元選出国會議員に決議、要望の実現に向けて働きかけることとし、広島県町村会は当日、広島県選出国會議員の皆様に対する要望活動を行ったところであります。

以上が、全国町村長大会の報告でございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの行政報告に対して質問のある方。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番齋藤なんですが、今、佐藤町長から御報告がありまして、その中で向洋駅の立体交差事業、これを国と県のほうへ要望されたということですが、ホームページのほうで公表はされておるんですが、恐れ入りますが少し内容のほうを教えていただければと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

町長。

○町長（佐藤信治君） 今の向洋駅周辺の区画整理事業と、東部連立事業の内容についてでございますけれども、来年度の事業要望でございますので、来年度町が予定している事業内容について説明をし、予算がしっかりつくようお願いをしたというところでございます。またそれぞれですね、今年度の補正予算絡みもありますので、それも前提にですね、来年度もしっかりとですね、国費がつくようお願いしたところがあります。

それから東部連立は県事業でありますので、県のほうにお願いに行って、区画整理事業につきましては町事業でありますので、直接国費が国のほうからつきますので、国土交通省に提案をさせていただいたということでございます。

ちょっと余分ですが、先ほどもお話ししましたが、それぞれ大臣にお会いできまして、大臣は総理からしっかり聞いとるというお話をいただきまして。それで世の中ひっくり返るわけじゃないですけども、そういうお言葉をいただいて、また、連立事業については国土交通大臣からですね、安芸バイパスの完成等があって、交通需要が

変わってくるので、それへの対応も府中町、広島県、海田町、県、一体となってやっ
てくださると、励ましていただきました。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかにないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第10号、専決処分の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第10号 令和5年12月8日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
180条第1項の規定により、令和5年10月5日に次のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、建設部長が行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） おはようございます。建設部長です。

報告第10号、専決処分の報告について、補足して説明します。

この専決処分は、府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定について第2項
に規定する地方自治法第96条第1項第12号の規定による損害賠償を支払うもので、
その額が100万円以下のものの和解に関することに該当するものであることから、
地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により、本
議会の報告するものでございます。

専決処分の内容ですが、（1）令和5年7月13日午前10時12分頃、府中町清
水ヶ丘21番41号地先において、幅員90センチの法定外道路、いわゆる里道を歩
行中、足が滑り、左膝と足首を負傷されたものです。

当時の状況ですが、被害者は自宅から知人を迎えに行く途中で、法定外道路のコケ
で右足が前方に滑り、その反動で左足が地面につき、創傷及び打撲されたものでござ

います。

事故現場の対応として、コンクリート舗装上に山水などが流れ込んだ形跡があったため、部分的な排水処理及び舗装を行っております。

(2) 損害賠償の額は、通院費など1万6,540円です。

(3) 債権者は、記載のとおりです。

専決処分年月日は、令和5年10月5日。

道路管理については、定期的なパトロール、議員の皆様、住民の方などから情報をいただきますが、その情報を基に修繕等対応を行っております。

今後は、より一層の安全で適正な道路の維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

補足説明は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） まず質問の前に負傷された方に対しまして、お見舞い申し上げます。

それでは質問をさせていただきます。

損害賠償の額が1万6,540円と出てますが、説明では通院費などということでしたけど、これは医療費全額なのか、それにプラスの慰謝料と言われるものが含まれているのか、その内容について、まず1点お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

維持管理課長。

○維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長です。損害賠償の額の内訳なんですけれども、治療費、診断書料が7,940円、慰謝料8,600円の合計1万6,540円です。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） ありがとうございます。

もう1点ちょっと質問させていただきたいんですけど、関連になるんで、ちょっとあれなんですけど、今回の説明では里道に山水が流れ出てコケがあってそれでけがさ

れたと、転倒して。例えばですね、これ基準っていうところになるんですけど、もしこれが里道でなくて、私道ですよ、いわゆる私道であれば、やはり同じような損害賠償が発生したのか、またさらにちょっと先の話で、例えばこれが私有地であったら、やっぱり山水がその私有地に流れてけがをされたときはどうなのか、その辺ってというのは、町としてその基準というんですかね、損害賠償を払うその基準というのをお持ちなのか、それについて確認させてください。お願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

維持管理課長。

○維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長です。私道、私有地につきましては、所有者個人の方の責任になろうかと思えます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。ありがとうございます。ですから今後もしこういう事案でけがをされたということがあったときにですね、町道とかからそういう法定外道路いうんですかね、町道とかから水が流れ出て、そこがもしその私有地だったらもう全然そういう、この俎上には上らない、こういう損害賠償にはならないっていう、考えていうことですよ。改めてちょっと確認なんですけど。

○議長（梶川三樹夫君） 建設部長、答弁。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

ただいまの御質問なんですけども、町内に私道、それから道路法に基づく道路、さらに公共用の道路、いわゆる非課税の道路なんですけども、こちらの道路が存在しております、全くの宅地造成等によって、個人さんが持たれる私の道については、府中町のほうに御相談があった場合でも、その所有者さんとお話をお願いしている状況です。しかしながら、公衆用道路と言われる財産自体は、個人さんが持たれておりますが、府中町のほうに無償使用契約という形で、府中町が管理しているものもございいます。そちらについては、その管理自体が府中町が行いますので、状況によっては、そのもの自体に損害賠償が発生するものがあるというふうには考えております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 18番です。けがをされた方は大変だったと思うんですけど、

自己責任といえますか、例えば運動不足の方とか、ちょっと難しいところなんですけど、これが例えば道路に穴が空いて明らかに府中町がほったらかしとったとかいうことならもちろん理解できるんですけど、ちょっと状況がいまいまいちよく分かりにくくて、本人の不注意的な部分は全くないのかという部分で、何か分かれば教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。ただいまお話がございました今回の事情でございます。

通常の道路法に基づく道路ではなく法定外道路、いわゆる里道、農道であったような形をしておりました。側面には山がございまして、秋口になってくると落ち葉が落ちて、その落ち葉と雨が交ざって滑ってという状況があったというふうな御本人からの聞き取りがございます。

我々職員としましては、その法定外道路も含めてですね、パトロールを行っている状況ではございますが、その法定外道路にたまった落ち葉をもし掃除ができておれば、こういうこともなかったんであろうというふうな反省も踏まえてですね、今後はそういった事案がないように取り組んでまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） やっぱり今の、今回非常に珍しいケースだと思いますけども、里道であり、しかも、通い慣れた御近所の御自分の道であり、あそこはたしかちょっとややこしいところで橋が2つかかっているところですよ。いろんな権利関係も、通行の問題も日常あったりするところだろうと思うんで、多分皆さんの質問があったように、あるいは近所の人でも何かちょっと変じゃないという思いもあるんだろうと思うんですよ。

今の話だと、過失相殺分といえますかね、御本人の。これが全くなくて、町が100%瑕疵があったと、道路管理上の瑕疵があったということをご自身で認め、損害賠償したということになるとの説明ですけども、これはなかなか本当に今言ったように、御近所で通い慣れた道だし、落ち葉が落ちることはよく御存じの方だし、それが

過失相殺、自己責任分なしでね、町が認めてしまうというのは、かなり潔い町の判断だったと思うんですが、そこをもうちょっと改めてお聞きしますが、それは弁護士さんとも相談しですね、相殺分やら自己責任の部分も多分検討された結果だと思うんですが、そういう慎重な、いろんな相殺分も検討した結果、これが100%町の安全管理上の瑕疵があったと、そういうことで、本当に認めたということによろしいんですか、改めてちょっと確認します。こういうケースは非常に珍しいと思うんですね。こんな里道ですからね、ごまんとあり、ごまんはないかもしれない。かなりあると思います。そこまで今から責任持ってあちこちパトロールしますと部長おっしゃるけども。私はそこまでできるのかと、そんなこと今言っているのかということも思うわけです。けがした方を別に責めるわけじゃないんですけども、気の毒だと思うし、できれば治療は公費でやるのがもちろんいいと思うんですけども、今の責任論でいえばね、非常に珍しいケースで今回前例としてさらに管理をいたしますと、これできるんでしょうかと。その自己責任の問題と今後の町が里道をそうやってパトロールするその手間と労力って本当にできるんですか、改めて私聞きます。

○議長（梶川三樹夫君） 建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

今回の事案というのは、予測ができたかという予測はできなかったというふうに思っております。我々とすれば、道路パトロールというものを毎日行っておりますが、その回数を増やすなりして全ての事案に対応できるとも考えておりませんが、できる限りこういう事案がないような取組を進めていきたいと。ただ、今回の事案については、自然的な落ち葉であったり、コケが生えていたということもありまして、保険会社の方ともお話をさせていただいた中での結果というふうに御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかにないようでございますので、本件についての報告を終わります。

以上で、町長報告を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第5、第49号議案、府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第49号議案 令和5年12月8日提出。

府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますけれども、令和5年8月の人事院勧告に準じ、議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） おはようございます。総務企画部長です。

第49号議案、府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに関し、補足して説明をいたします。

第49号議案参考資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨です。

令和5年8月の人事院勧告に準じ、議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

議員の期末手当の支給割合を、0.1月分引き上げ、年間支給割合、現行4.40月分を4.50月分とするものです。

支給割合の内訳として、令和5年度は、12月期について、現行2.20月分を2.30月分とし、令和6年度以降は、6月期及び12月期について、それぞれ現行2.20月分を2.25月分とします。

今回の改定による増加額は、64万800円となります。

3、施行期日は公布の日です。

ただし、令和6年6月期以降の期末手当に係る規定は、令和6年4月1日から施行します。

また、令和5年12月期の期末手当に係る規定は、令和5年12月1日から適用します。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第6、第50号議案、府中町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第50号議案 令和5年12月8日提出。

府中町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

府中町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、令和5年8月の人事院勧告に準じ、特別職の職員で常勤のもの給与の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものでございま

す。

補足説明は総務企画部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。

第50号議案、府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてに関し、補足して説明をいたします。

第50号議案参考資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨です。

令和5年8月の人事院勧告に準じ、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を0.1月分引き上げ、年間支給割合、現行4.40月分を4.50月分とするものです。

支給割合の内訳として、令和5年度は12月期について、現行2.20月分を2.30月分とし、令和6年度以降は、6月期及び12月期について、それぞれ現行2.20月分を2.25月分とします。

今回の改定による増加額は、27万7,200円となります。

3、施行期日は公布の日です。

ただし、令和6年6月期以降の期末手当に係る規定は、令和6年4月1日から施行します。

また、令和5年12月期の期末手当に係る規定は、令和5年12月1日から適用します。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第7、第51号議案、府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第51号議案 令和5年12月8日提出。

府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、令和5年8月の人事院勧告に準じ、給料表及び手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は引き続き、総務企画部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。

第51号議案、府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに関し、補足して説明いたします。

第51号議案参考資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨です。

令和5年8月の人事院勧告に準じ、給料表及び手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものです。

２、改正事項の概要です。

第１条及び第２条による改正は、府中町職員の給与に関する条例の一部改正となります。

(１) 再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員、すなわち常勤一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ０．０５月分、合わせて０．１月分引き上げ、期末・勤勉手当の合算による年間支給割合、現行４．４００月分を４．５００月分とするものです。

期末手当の支給割合の内訳として、令和５年度は、１２月期について、現行１．２００月分を１．２５０月分とし、令和６年度以降は、６月期及び１２月期について、それぞれ現行１．２００月分を１．２２５月分とします。

勤勉手当の支給割合の内訳として、令和５年度は、１２月期について、現行１．０００月分を１．０５０月分とし、令和６年度以降は、６月期及び１２月期について、それぞれ現行１．０００月分を１．０２５月分とします。

(２) 再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ０．０２５月分、合わせて０．０５月分引き上げ、期末・勤勉手当の合算による年間支給割合、現行２．３００月分を２．３５０月分とするものです。

期末手当の支給割合の内訳として、令和５年度は１２月期について、現行０．６７５月分を０．７００月分とし、令和６年度以降は、６月期及び１２月期について、それぞれ現行０．６７５月分を０．６８７５月分とします。

勤勉手当の支給割合の内訳として、令和５年度は１２月期について、現行０．４７５月分を０．５００月分とし、令和６年度以降は、６月期及び１２月期について、それぞれ現行０．４７５月分を０．４８７５月分とします。

(３) 行政職及び消防職給料表の給料月額を平均１．０６％、額にして３，２７９円引き上げます。

今回の給与改定による増加影響額は、給料が１，２７４万円、職員手当等が１，８６９万円、共済費が２６３万２，０００円、合計３，４０６万２，０００円となります。

人事異動等と併せ、所要の経費を本議会提出の補正予算に計上しているところです。

次に、第３条及び第４条による改正は、府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正となります。

(4) 会計年度任用職員の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、年間支給割合、現行1.450月分を1.500月分とするものです。

支給割合の内訳として、令和5年度は12月期について、現行0.725月分を0.775月分とし、令和6年度以降は、6月期及び12月期について、それぞれ現行0.725月分を0.750月分とします。

会計年度任用職員の期末手当に係る改正は、昨年度まで翌年度施行としておりましたが、常勤職員の給与改定に係る改正に準じる取扱いとするよう、今般国から通知が発出されたことから、今回は今年度施行としており、増加額は190万1,000円となります。

また、規則で定めていることから本議案の内容ではございませんが、人事院勧告に準じた会計年度任用職員の報酬の改定についても、昨年度までの翌年度施行から今年度施行とするよう事務を進めており、所要の経費については、本議案に係る経費を含め、本議会提出の補正予算に計上をしているところです。

3、施行期日は公布の日です。

ただし、2(1)、(2)及び(4)のうち、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当に係る規定は、令和6年4月1日から施行します。

2(1)及び(2)のうち、令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当に係る規定並びに(3)は、令和5年4月1日から適用します。

2(4)のうち、令和5年12月期の期末手当に係る規定は、令和5年12月1日から適用します。

なお、本条例改正の内容につきましては、職員団体との協議を経て合意していることを申し添えさせていただきます。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第8、第43号議案、令和5年度府中町一般会計補正予算(第7号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第43号議案 令和5年12月8日提出。

令和5年度府中町一般会計補正予算(第7号)。

令和5年度府中町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,421万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億3,047万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行いますので、よろしく願いいたします。

○議長(梶川三樹夫君) 補足説明。

財務部長。

○財務部長(胡子幸穂君) 財務部長です。

第43号議案、令和5年度府中町一般会計補正予算(第7号)について、補足して説明します。

なお、本補正予算については、11月末の常任委員会で一般会計補正予算(第

6号)と御説明しておりました。しかし、町長報告でも触れましたが、常任委員会と定例会までの間で補正予算の専決処分を行っております。この専決処分につきましては、報告第11号、専決処分の承認についてとして本定例会に御報告いたします。よって専決処分した補正予算が一般会計補正予算(第6号)となり、本補正予算は一般会計補正予算(第7号)となりました。また、本補正予算の補正前の金額も専決処分した一般会計補正予算(第6号)を加算した額となっておりますことを申し添えます。

また、追加資料として第43、44、45、46、47号議案参考資料を提出しております。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明します。

10ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫負担金、障害児施設給付費等負担金は、歳出・民生費、障害児通所支援事業の特定財源で、3,491万4,000円の増額補正です。負担率は2分の1です。

続いて、母子生活支援施設負担金は、歳出・民生費、福祉事務所(母子家庭等自立支援)事業の特定財源で、9万5,000円の増額補正です。負担率は2分の1です。

項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金、障害者総合支援事業費補助金は、歳出・民生費、障害福祉サービス事業の特定財源で、328万1,000円の増額補正です。補助率は2分の1です。

続いて、母子家庭等対策総合支援事業補助金は、歳出・民生費、福祉事務所(母子家庭等自立支援)事業の特定財源で、100万2,000円の増額補正です。補助率は4分の3です。

款 県支出金、項 県負担金、目 民生費県負担金、障害児施設給付費等負担金は、歳出・民生費、障害児通所支援事業の特定財源で、1,745万7,000円の増額補正です。負担率は4分の1です。

続いて、母子生活支援施設負担金は、歳出・民生費、福祉事務所(母子家庭等自立支援)事業の特定財源で、4万7,000円の増額補正です。負担率は4分の1です。

項 県補助金、目 民生費県補助金、ひとり親家庭等医療費補助金は、歳出・民生費、ひとり親家庭等医療費給付事業の特定財源で、237万5,000円の増額補正

です。補助率は2分の1です。

11ページです。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算で不足する一般財源について繰入金を増額するもので、2億1,414万6,000円の増額補正です。

款 町債、項 町債、目 教育債、公共施設維持保全事業債は、2,620万円の増額補正です。地方債の種別変更による増額です。

当初予算に計上した府中東小学校校舎・屋内運動場改修工事に係る地方債について、起債充当率が75%から90%に変更になったことによるものです。

続いて、小学校施設改修等事業債は、歳出・教育費、小学校施設改修等事業の特定財源で、1,470万円の増額補正です。起債充当率は75%です。

12ページから歳出です。

今回の補正では、人事院勧告に準拠した給与改定と職員の人事異動による職員給与費事業及び、会計年度任用職員の月額報酬・期末手当に係る全般の補正を行っております。多岐にわたる内容となっておりますので、追加資料を提出いたしました。第43、44、45、46、47号議案参考資料です。以降、第43号議案等参考資料と申しますが、この第43号議案等参考資料を用いて、一般会計分、特別会計分及び下水道事業会計分を合計した職員給与費事業等の補正額について、一括して御説明します。

では、第43号議案等参考資料を御覧ください。

職員給与費関連補正内訳（全会計）です。

まず、特別職・会計年度任用職員以外の職員についてです。

給料は人事院勧告に準拠した改定により、改定率1.06%、月額平均3,279円の引上げを行いました。

給与改定及び中途採用等による増額がありますが、育児休業等や退職・休職等による減額が上回り、合計で239万7,000円の減額となります。

職員手当等については、常勤一般職の期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月、合計0.1月引き上げる改定を行いました。育児休業等や退職・休職等による減額があるものの、給与改定や中途採用、時間外勤務手当等による増額が上回り、合計では3,027万7,000円の増額となります。

共済費については、育児休業等や退職・休職等による減額があるものの、給与改定及び標準報酬月額等の上昇の影響により、合計では2,036万8,000円の増額となります。

これらにより、特別職、会計年度任用以外の職員分の補正額は、合計で4,824万8,000円の増額となります。なお、人事異動に伴う科目の変動についても反映をしています。

次に、会計年度任用職員分についてです。

報酬は合計で2,174万6,000円の増額です。主な増額理由は、常勤一般職と同様に人事院勧告に準拠した改定によるものです。

職員手当等は合計で171万4,000円の増額です。主な増額理由は、人事院勧告に準拠した改定で、期末手当0.05月分の引上げです。

共済費は合計で181万8,000円の増額です。主な増額理由は、報酬の改定に連動した引上げです。

旅費は当初予算から40万6,000円の減額です。

会計年度任用職員分の補正額は、合計で2,487万2,000円の増額となります。

これ以降、職員給与費事業、会計年度任用職員に係る報酬等及びそれらに伴う特別会計への繰出金、下水道事業会計への負担金・出資金を除いた補正予算について御説明します。

それでは、第43号議案にお戻りください。

12ページ、歳出です。

款 議会費、項 議会費、目 議会費、議会運営事業は、議員18人の報酬64万1,000円の増額補正です。人事院勧告に準じて、議員報酬の期末手当0.1月分の増額を行ったものです。

次は15ページです。

一番右側の説明欄の下から2番目の白丸のところになります。

款 総務費、項 総務管理費、目 財産管理費、庁舎維持管理事業は、286万7,000円の増額補正です。

物品修繕料は63万8,000円の増額です。

これは役場本庁舎の電話交換機の更新修繕です。本庁の電話交換機は全部で3機で

稼働しておりますが、うち2機については一昨年度と今年度に不具合発生により更新をしています。残りの1機について、現在不具合は発生していないものの、耐用年数は8年から10年とされており、予防的な更新を行うものです。

施設修繕料は222万9,000円の増額補正です。

今年度の消防設備点検において、不良箇所として指摘された2階防煙自動閉鎖装置、屋内消火栓設備、誘導灯及び誘導標識等施設に係る修繕のための経費です。

次は16ページです。

目 諸費、過誤納還付金事業は、合計で8,774万9,000円の増額補正です。事業名では所属別に分かれています。いずれも令和4年度に実施した福祉・子育て・保健衛生関係の扶助費や事業費に係る国や県の補助金等の精算に伴う返還金です。

返還金の主なものを抜粋しますと、福祉課分として、生活保護費等国庫負担金が896万6,000円。子育て支援課分として、子どものための教育・保育給付交付金が国・県合わせて3,184万4,000円。

健康推進課分として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金が1,940万8,000円などがあります。

次は20ページになります。

項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳等事務事業は、253万1,000円の増額補正です。

会計年度任用職員関係の補正を除き、ページの中ほどになりますが、住民基本台帳システム等連携作業委託料は194万7,000円の増額となります。

デジタル手続法に基づき、国外転出者についてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスを利用することができるよう、住民基本台帳ネットワークシステムを改修するものです。

次は23ページです。

国民健康保険特別会計繰出金事務費等事業は、職員給与費事業等の関係ですので説明は省略します。

2つ目の白丸です。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険特別会計の補正に伴い必要となる一般会計からの繰出金を増額するもので、735万4,000円の増額補正です。うち、人件費以外の事務費等に係る繰出

金の補正額は995万9,000円です。なお、職員給与費事業等に係る繰出金の補正額はマイナス260万5,000円です。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金事務費等事業は、職員給与費事業の関係ですので、説明は省略します。

その次の白丸です。

目 老人福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金（健康診査等）事業は、22万6,000円の増額補正です。

令和4年度の後期高齢者医療特別会計の健康診査事業の精算に伴い返還金が生じたため必要な額を一般会計から繰り出すものです。

次は25ページになります。下から2つ目の白丸です。

目 障害福祉費、障害福祉サービス事業は、656万4,000円の増額補正です。

令和6年4月からの障害福祉サービス等報酬改定に対応するため、障害者自立支援システムの改修を行うものです。

特定財源として国庫補助金が充当されます。

続いて、次の白丸になります。

障害児通所支援事業は、6,992万3,000円の増額補正です。

放課後デイサービスなど、障害児の通所支援サービスは、町内の施設数の増加や定員の増加などにより、利用環境の充実が図られています。また、コロナ感染症5類移行に伴い、利用控え等も解消され、利用件数が増加していることから、施設利用給付費等が当初予算を上回る見込みとなったため、増額補正するものです。

特定財源として、国・県の補助金が充当されます。

次は28ページです。

項 児童福祉費、目 母子福祉費、福祉事務所（母子家庭自立支援）事業は、152万8,000円の増額補正です。

母子生活支援施設入所者措置委託料は、19万1,000円の増額補正です。

母子生活支援施設の入所措置委託料について、保護単価が改定されたため増額するものです。

特定財源として、国・県の負担金が充当されます。

続いて、母子家庭等自立支援給付金は、133万7,000円の増額補正です。

高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の対象者が増加したことにより

増額するものです。

特定財源として、国庫補助金が充当されます。

続いて、ひとり親家庭等医療費給付事業は、505万7,000円の増額補正です。

今年度上半期の執行状況は、受診件数、支給額が前年度より増加しており、扶助費等に不足が見込まれるため、増額するものです。

特定財源として、県補助金が充当されます。

次は30ページです。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 環境衛生費、葬祭費助成事業は、783万9,000円の増額補正です。

葬祭費補助金が当初予算を上回る見込みとなったため、必要な経費を増額するものです。

1つ白丸を飛ばして次の白丸です。

目 老成人保健費、各種検診事業は、586万2,000円の増額補正です。

各種がん検診委託料において、個別がん検診の受診数が増加したことなどにより、当初予算を上回る見込みとなったため、必要な経費を増額するものです。

次は少し飛んで40ページになります。

款 教育費、項 教育総務費、目 事務局費の中ほどになりますが、学校ICT環境整備事業は、895万4,000円の増額補正です。

児童生徒が使用する学習者用パソコン等に係る経費です。物品修繕料は、学習者用パソコンの破損や故障等に対応するための修繕料が当初の見込みを上回ったもので、417万7,000円の増額です。

教育振興用備品は、令和6年度からの児童生徒数及びクラス数の増加に対応するための新規購入に要する経費で、477万7,000円の増額です。

新規購入分としては、学習者用パソコンについては、児童生徒用43台プラス教師用8台の計51台、教師用専用パソコンを8台計上しています。

次は41ページです。2つ目の白丸です。

項 小学校費、目 学校管理費、小学校管理運営事業は、280万円の増額補正です。会計年度任用職員関係の補正を除き、消耗品費149万円、学校管理用備品82万4,000円の増額補正です。

令和6年度の児童数・クラス数の増加に対応するため、不足する備品等に要する経

費を計上しています。

消耗品費としては、児童用の机・椅子、学校管理用備品として、教卓、片袖デスクやシューズボックスを購入する経費を計上をしています。

続いて、次の白丸、小学校施設改修等事業は、2,350万7,000円の増額補正です。

府中小学校教室増設工事は、府中小学校が令和6年度から2クラス増となる見込みであるため、2階・3階にある現在ホールとして活用しているスペースを教室とするため、施設改修を行う経費として、1,970万1,000円を計上しています。

特定財源として地方債を充当します。

次の施設用備品は、府中南小学校の音楽室に空調設備を設置する経費として、1教室分380万6,000円を計上しています。

42ページです。白丸は一番下の白丸になります。

小学校ICT環境整備事業は、430万2,000円の増額補正です。うち物品修繕料は、校務系パソコン等の修繕料が当初の見込みを上回ったことから、76万8,000円の増額補正です。

学校情報通信ネットワーク環境整備業務委託料は、府中小学校の教室増に合わせて、無線アクセスポイントを設置する業務で、40万円の増額補正です。

教育振興用備品は、令和6年度からの学級増に備えて、電子黒板と充電保管庫を増設する経費で、313万4,000円の増額補正です。増設する備品は、府中小学校が2台ずつ、府中南小学校が1台ずつ、府中中央小学校が2台ずつの合計で5台ずつとなっております。

43ページです。中ほどの白丸です。

項 中学校費、目 学校管理費、中学校管理運営事業は、58万円の増額補正です。

会計年度任用職員関係の補正を除き、消耗品費38万6,000円、学校管理用備品5万6,000円の増額補正です。

令和6年度の生徒数・クラス数の増加に対応するため、不足する備品等を購入する経費を計上しています。

消耗品費としては、生徒用の机・椅子など、学校管理用備品として、片袖デスクを購入する経費を計上しています。

44ページです。

中学校 I C T 環境整備事業は 1 1 7 万円の増額補正です。

物品修繕料は、校務系パソコン等の修繕料が当初の見込みを上回ったことから、4 3 万 3, 0 0 0 円の増額補正です。

学校情報通信ネットワーク環境整備業務委託料は、府中緑ヶ丘中学校の学習室を通常学級として使用するため、無線アクセスポイントを設置する業務で、4 3 万 8, 0 0 0 円の増額補正です。

教育振興用備品は、令和 6 年度からの府中中学校の学級増に備えて、電子黒板 1 台を増設する経費で 2 9 万 9, 0 0 0 円の増額補正です。

では次に、第 2 条、債務負担行為の補正について、第 2 表、債務負担行為補正により御説明をいたします。

4 ページにお戻りください。

4 ページです。債務負担行為補正、追加です。

ふちゅう町議会だより印刷製本費と、次の広報ふちゅう印刷製本費は、いずれも令和 6 年 5 月号の編集作業に年度当初から直ちに着手するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。期間はいずれも令和 5 年度から 6 年度まで、限度額は順に 1 8 3 万 3, 0 0 0 円と 8 8 5 万円です。

続いて、地区センター管理運営委託料と、次の府中北交流センター集会所管理運営委託料は、いずれも町内の地区センター等の管理運営について、指定管理者と基本協定を締結するため、債務負担行為を設定するものです。

地区センター管理運営委託料は、府中東地区センター、総社会館、鶴江地区センターの 3 か所について、府中北交流センター集会所管理運営委託料は、府中北交流センターの集会所について管理運営の委託となります。

期間はいずれも令和 5 年度から 1 0 年度まで、限度額は順に 3, 6 6 1 万 5, 0 0 0 円と 3, 3 3 6 万 3, 0 0 0 円です。

続いて、確定申告支援システム機器等保守業務委託料は、所得税の確定申告等に申告書作成を支援し、既存の税システムなどとの連携にも活用するシステムの保守業務について、債務負担行為を設定するものです。

期間は令和 5 年度から 6 年度まで、限度額は 1 5 7 万 3, 0 0 0 円です。

続いて、令和 6 年度町県民税課税資料登録業務委託料は、令和 6 年度個人町県民税の賦課データ作成業務の委託について債務負担行為を設定するものです。期間は令和

5年度から6年度まで、限度額は438万円です。

続いて、児童センター管理運営委託料は、府中南交流センター及び府中北交流センターの児童センターの管理運営について、指定管理者と基本協定を締結するため、債務負担行為を設定するものです。期間は令和5年度から10年度まで、限度額は2億2,930万7,000円です。

5ページです。

健康増進計画等策定委託料は、計画を策定するに当たり、今年度中に契約などの諸準備が必要であるため、債務負担行為を設定するものです。期間は令和5年度から6年度まで、限度額は469万7,000円です。

続いての3件、環境センター持込ごみ対応等業務委託料、家電4品目収集運搬業務委託料及び道路維持管理業務委託料は、いずれも令和6年4月当初から直ちに業務を開始するため、今年度中に契約等諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。期間はいずれも令和5年度から6年度まで、限度額は順に3,596万5,000円、44万6,000円、3,600万円です。

続いて、広島県総合行政通信網再編整備工事（衛星系）事業負担金は、災害時の情報収集・伝達手段として、広島県が施工する衛星系通信設備の再編工事に対する負担金で、広島県の工事実施に合わせ債務負担行為を設定するものです。期間は令和5年度から6年度まで、限度額は1,074万6,000円です。

次に、第3条、地方債の補正について、第3表、地方債補正により説明します。

6ページを御覧ください。

追加です。

起債の目的は、小学校施設改修等事業、限度額は1,470万円です。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりで、当初予算の他の事業と同様です。

7ページです。

変更です。

起債の目的、公共施設維持保全事業の限度額は、補正前が1億1,380万円、補正後が1億4,000万円です。起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はありません。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君）　ここで休憩をいたします。

再開は、11時25分からいたします。休憩。

(休憩 午前11時15分)

(再開 午前11時25分)

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

質疑に入る前でございますが、ただいま、人件費補正に関して、議案資料により一括で説明がありました。つきましては、質疑についても、人件費部分に関して、議案資料により一括でお受けしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、歳出から質疑を行います。

先ほど資料により説明を受けました職員給与費と、各事業の会計年度任用職員の月額報酬、期末手当事業について、質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番寺尾です。

今回の給与改定は、特にこれまで遡及適用がなかった会計年度任用職員の方についても国からの通知があったりして4月に遡って給与改正するというので、すごい前進だというふうに思います。

それでちょっと気になるのがですね、町の関連団体で、町の会計年度任用職員、以前の嘱託員報酬に準じてですね、雇用されている関連団体でのそういうパートの方がいらっしゃると思うんですが、それらに対して、町から補助金で財源措置しているという例もあると思うんですが、そういった方について、どういう扱いをされるのかという、町としてそういう情報提供するなり、補助金について上乗せするなり、今回の補正では、その上乗せの補助金いうのはないとは思いますが、その辺関連団体、社協とかシルバーとか公益協なんかもそういった方がいらっしゃると思うんですが、そういった方に対しての遡及適用についてはどういうふうに考えているのかいうのをちょっとお答えをいただきたい。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。

関係団体ということでございますが、これは今年度に限ったことではなく例年でございますけれども、情報提供をいたしまして、その補助金なりについても増額をして

支給しているという状況でございます。ただ、それについてはですね、これも例年なんです、補正等を行わず、流用等で対応しているというところでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に12ページの目 議会費の議会運営事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に15ページの目 財産管理費の庁舎維持管理事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に16ページの目 諸費の過誤納還付金事業、全ての所属で、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に飛んで、20ページの目 戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳等事務事業の住民基本台帳システム等連携作業委託料で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に飛んで23ページの目 社会福祉総務費の介護保険特別会計繰出金事業、目 老人福祉費の後期高齢者医療特別会計繰出金（健康診査等）事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に25ページ、目 障害福祉費の障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業で質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 先ほど障害児の通所支援事業のほうで、補正増ということで当初予算からいうと、この6,900万円が2割を超える増になっているということで説明でいうと、対象施設が増える。それと定員の増とか利用控えが解消したということですけど、具体的にどの程度施設が増えたり定員が増になったりしているのか、ちょっとその数字を教えてくださいなんですが。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。寺尾議員の御質問にお答えさせていただきます。

このたびの補正予算につきましては、説明ございましたように、主には利用者の利用増が原因となっております。その中でも障害児の児童発達支援に係る利用ですが、令和4年度の実績でいくと、852人の利用実数でしたが、令和5年は960人ぐらい、約108人の増を見込んでおります。また、放課後等デイサービスも、令和4年度は2,923件の利用でしたが、令和5年度の見込みが3,390件となり、467件の増となっております。約1.2倍から1.4倍の増を見込んでおり、このたびの補正の増額となっております。定員数の増につきましては、詳細が御説明できないところではございますが、説明がございましたように、コロナ禍の明けと5類になったことで、利用者の方も増えてきているということで、サービスの維持をするための補正予算とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に飛んで、28ページ、目 母子福祉費の福祉事務所（母子家庭等自立支援）事業、ひとり親家庭等医療費給付事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に30ページ、目 環境衛生費の葬祭費助成事業、目 老成人保健費の各種検診事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ次に飛んで、40ページです。

項 教育総務費、目 事務局費の学校ICT環境整備事業で質問ございますか。

4番狩野議員。

○議長（梶川三樹夫君） 4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。

学校ICT環境整備事業で、ここで物品修繕料、これも児童生徒のパソコンの修繕

ってという説明があったと思うんですけど、たしか子どもたちが使ってるものがもし壊れたら各自個人で修理をするとかいうふうに聞いた記憶があるんですけど、現状は今どういうふうな形になっているのか。個人負担じゃなしに全て町として対応されているのか、その辺の実情についてお聞きします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。

修繕につきましては、児童生徒が故意に破損した場合には、保護者に費用負担をしていただくこととしております。修理内容としましては、破損等についてが大体3割ぐらいで、7割ぐらいが故障ということになっております。その故障については、例えば机に置いていたんだけど、腕が当たって落ちて、画面が割れたでありますとか、パソコンを立ち上げる際に電源が入らないとか、充電ができないといったこととか、電源を入れても画面が映らないというようなことなどの故障が主な理由になっております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ次に41ページ、項 小学校費、目 学校管理費の小学校管理運営事業の消耗品費と学校管理用備品、それから小学校施設改修等事業で質疑ございますか。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 41ページの下から2行目の施設用備品ということで、これ小学校の音楽室のクーラー設備を設置ということでしたよね。これどこの小学校でしたっけ。

それとですね、ほかの小学校があるんですが、それ全部音楽室はクーラーついてましたかというのをちょっと改めて確認させてください。

○議長（梶川三樹夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤永政己君） 教育総務課長です。

今回設置する小学校につきましては南小学校になります。

ほかの6校につきましては北小学校以外については音楽室についております。北小学校につきましては、多目的室に空調がついておりまして、音楽の授業はそちらのほうで実施をしているということで、今回は一つもついてない南小学校を早急に対応するというので、補正を計上させていただいております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 今の続きなんですが、北小学校も多目的室でできるからいいよじゃなしに、やっぱしちゃんとした音楽室でもできるように次年度は検討していただきたいと思います。これは私の意見です。よろしくをお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 要望だけでいいですか。

○12番（力山 彰君） 要望だけです。

○議長（梶川三樹夫君） 15番益田議員。

○15番（益田芳子君） 益田です。

力山議員の質問と関連をいたします。一般質問におきまして空調の整備、これを質問いたしまして一部前倒しをして空調設備をしていただくということで、今回補正予算もつけていただきました。南小につきましては音楽教室は2つあるかと思うんですが、今の答弁では1つしかつかない。この理由を教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤永政己君） 教育総務課長です。

今回、2教室議員言われるように音楽室が、南小学校にございますが、1教室にさせていただいた理由が、まずはどこかの教室で必ず空調のある部屋をつくりたいということで今回補正計上させていただいております。学校の今の音楽室の使用の状況を確認をさせていただきますと、基本的にはその1つの教室で授業を行っているということで、今回は1教室だけ早急に対応させていただいております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 15番益田議員。

○15番（益田芳子君） 益田です。ありがとうございます。

音楽室もそうですけれども、理科室につきましても要望しておりました。これ新年度に必ず設置をしていただきたいというふうに要望しておきます。

それからですね、府中小学校の教室の増設工事、これホールに造るということなんです。

が、このエアコンはもう既についているのでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤永政己君） 今現在、ホールの部分についてはエアコンがついてお
りますので、今回パーティションで教室を造る工事になってくると思います。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

ここでは質疑、これに対する質疑をお願いします。要望を言い出すと切りがないと
思いますので、よろしくをお願いします。

では次に、42ページ、同じく項 小学校費、目 学校管理費の小学校ICT環境
整備事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に43ページ、項 中学校費、目 学校管理費
の中学校管理運営事業の消耗品費と学校管理用備品で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に44ページ、同じく学校管理費の中学校ICT
環境整備事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に、歳入について質疑を行います。

ちょっと戻りまして、10ページと11ページの歳入について、一括で質疑ござい
ますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に4ページと5ページの第2表、債務負担行為
補正で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ次に、6ページと7ページの第3表、地方債補正で
質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第9、第44号議案、令和5年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第44号議案 令和5年12月8日提出。

令和5年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,664万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願ひします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第44号議案、令和5年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足して説明します。

なお、一般会計補正予算の補足説明でも申し上げましたが、職員給与費事業、会計年度任用職員に係る報酬等及びそれらに伴う一般会計からの繰入金については、説明を省略します。これは、これ以降の特別会計補正予算の補足説明においても同様いたします。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 国民健康保険基金繰入金、国民健康保険基金繰入金は、歳出に計上した返還金の財源として200万5,000円を基金から繰り入れるものです。

次は8ページになります。

歳出です。

ページの下半分になります。

款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、過誤納還付金事業は、令和4年度に実施した特定健康診査事業の精算に伴い、県に交付金を返還するもので、200万5,000円の増額補正です。

補足説明は以上です。よろしくをお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） それでは、歳出から質疑を行います。

人件費補正額以外では、8ページの目 償還金の過誤納還付金事業、健康推進課です。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ次に、歳入について質疑を行います。

戻りまして、5ページの歳入については、国民健康保険基金繰入金で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第10、第45号議案、令和5年度府中町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第45号議案 令和5年12月8日提出。

令和5年度府中町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,837万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,166万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、引き続き財務部長が行います。よろしくお願ひします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第45号議案、令和5年度府中町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足して説明します。

なお、職員給与費事業等に係る補正については、説明を省略いたします。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、現年度分は、歳出・地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス

事業（第1号訪問事業等）の特定財源で、552万1,000円の増額補正です。補助率は100分の25です。

目 総務費補助金、介護保険システム改修費補助金は、歳出・総務費、介護保険一般事務事業の介護保険システム改修委託料の特定財源で、170万円の増額補正です。補助率は2分の1です。

款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 地域支援事業支援交付金、現年度分は、国庫補助金と同様に、第1号訪問事業等の特定財源で、596万3,000円の増額補正です。負担率は100分の27です。

款 県支出金、項 県補助金、目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、現年度分は、先ほどの国庫補助金や支払基金交付金と同様に、第1号訪問事業等の特定財源で、276万円の増額補正です。補助率は100分の12.5です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、現年度分は、304万2,000円の増額補正です。このうちの276万円は、第1号訪問事業等への充当分で、割合は100分の12.5です。残りは人件費への充当分となります。

次の、目 地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）は、人件費への充当分となりますので説明は省略します。

次の、目 その他一般会計繰入金の職員給与費繰入金は、職員給与費事業に充当する繰入金です。説明は省略します。

次の事務費繰入金は、776万3,000円の増額補正です。本補正予算で不足する事務費の一般財源を一般会計から繰り入れるものです。

6ページです。

項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金は、第1号訪問事業等の財源として、保険料負担相当分を基金から繰り入れるもので、507万9,000円の増額補正です。負担割合は100分の23です。

7ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、介護保険一般事務事業は、946万3,000円の増額補正です。

会計年度任用職員報酬等を除き、ページ中ほどになりますが、介護保険システム改

修委託料が 889 万 9,000 円の増額補正です。

介護報酬改定など、令和 6 年度介護保険制度改正対応のシステム改修に係る委託料です。特定財源として、国庫補助金が充当されます。

8 ページです。

款 地域支援事業費、項 介護予防・生活支援サービス事業費、目 介護予防・生活支援サービス事業（第 1 号訪問事業等）、介護予防・生活支援サービス事業（第 1 号訪問事業等）は、2,208 万 3,000 円の増額補正です。

当該事業の対象者数及び利用量が当初の見込みを上回ったため、総合事業費委託料を増額するものです。

特定財源は、先ほども歳入のところで説明しましたが、国庫補助金が 100 分の 25、支払基金交付金が 100 分の 27、県補助金が 100 分の 12.5、町の一般会計繰入金金が 100 分の 12.5、介護給付費準備基金からの繰入金金が 100 分の 23 です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） それでは、歳出から質疑を行います。

人件費補正以外では、7 ページの目 一般管理費、介護保険一般事務事業の介護保険システム改修委託料で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に 8 ページ、目 介護予防・生活支援サービス事業費（第 1 号訪問事業等）で質疑ございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） この事業の内容と実際の見込みを上回る人数というんですか、事業所の数ですか、それを教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 高齢介護課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼高齢介護課長（藤永美香君） 高齢介護課長兼職次長です。

ただいまの御質問ですけれども、平成 29 年に総合事業というのが開始をされております。その対象者という方が、要支援の 1 と 2 の方、それからチェックリスト等を受けられて、該当になった事業の対象者ということになっておりまして、予防を含めてそういった程度の軽い方といたしますか、介護の予防を目的としたものがこの総合事業に当たるわけですが、ここに今回補正計上しておりますのは、介護予防と生活支援

サービスの1号ということで、1号といいますのが、介護保険法の115条の45、第1項第1号に規定をされておりますので、第1号というこういう呼び方をしております。全体的な流れとしまして、介護給付費という介護の1から5の程度の重たい方といいますか、そういう方が減りつつ、介護予防にかける人数とか、給付費等が今増加をしております、給付の人数というのはなかなかちょっと申し上げることはできませんけれども、令和4年度の上半期、それから、令和4年度の下半期、こちらを比べたときに、伸び率が1.083程度伸びております。これを一月ごとのベースに直しまして、令和5年度の下半期を鑑みましたときに、それほどの伸び率が見込まれるということで、本件補正の計上にしております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 1.083いうと、1割に満たんけども伸びということですか。

これで補正額でいうと2,200万と。今の掛け算でこの割り算で、この比率ですか。ほかにいろいろ経費が増なんですか。

○議長（梶川三樹夫君） 高齢介護課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼高齢介護課長（藤永美香君） 高齢介護課長兼職次長です。

今、訪問型サービスということでこの計上を1.083ということで見込んでおりますが、その他にも通所でありますとか、サービスそのものを受ける際に、ケアマネジメントというのが必要になってまいります。ケアマネさんがプランを立てるわけですが、そういったものも含んでの計上ということになります。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 今のところですね、1号訪問事業いうのを、もう少し中身を分かりやすく説明いただければうれしいんですけど。要支援の方対象ということなんで、家事サービスとか、そういうのがあるのか、ちょっとそのサービスの中身をもう少し詳しく教えていただきたい。

○議長（梶川三樹夫君） 高齢介護課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼高齢介護課長（藤永美香君） 高齢介護課長兼職次長です。

ただいま寺尾議員の御質問ですけれども、訪問型といいますのが、一般にヘルパーさんが来られたり、体のケアをするために訪問看護で看護者が入られたりするわけですが、御自宅にしながら介護のいろんなサービスを受けられる。これが訪問型と呼ばれております。

それと通所型といいますのが、デイサービスでありますとか、御自身がどちらかの施設等に出向かれてサービスを受けられるもの。これ以外にも施設型サービスというのがありまして、これは入所であるとか、ショートステイなどのような宿泊型のサービスということになっております。

今の中身といいますのは、多くはヘルパーさん、こういったものを考えていただければと思います。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ次に、歳入について質疑を行います。

戻りまして5ページの歳入について、繰入金の職員給与費繰入金以外で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

ここで昼休憩といたします。

再開は、13時からといたします。休憩。

（休憩 午後 0時00分）

(再開 午後 1時00分)

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 午前中に続いて、日程第11、第46号議案、令和5年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第46号議案 令和5年12月8日提出。

令和5年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度府中町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ247万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,652万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第46号議案、令和5年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、補足して説明します。

なお、職員給与費事業等に係る補正については、説明を省略いたします。

それでは第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金、健康診査費等繰入金は、長寿健康診査事業の精算に伴う返還金の財源を一般会計から繰り入れるもので、

22万6,000円の増額補正です。

6ページは歳出です。ページ下半分になります。

款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、国庫支出金等過年度分返還事業は、令和4年度に実施した長寿健康診査事業の精算に伴う返還金で、22万6,000円の増額補正です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） それでは、歳出から質疑を行います。

人件費補正以外では、6ページの目 償還金、国庫支出金等過年度分返還事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

戻りまして5ページの歳入、健康診査費等繰入金について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第12、第47号議案、令和5年度府中町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第47号議案 令和5年12月8日提出。

令和5年度府中町下水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和5年度府中町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度府中町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億3,566万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,955万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金5億611万1,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億3,593万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,955万6,000円、過年度分損益勘定留保資金26万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金5億611万2,000円」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように定める。

（他会計からの補助金の補正）

第5条 予算第9条中「3,135万1,000円」を「3,048万8,000円」に改める。

本補正予算は、先ほど一般会計の補正予算で一括して説明いたしました職員給与費事業に相当する部分のみとなっております。よって補足説明はございませんので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 本案につきましては、人件費補正のみで、補足説明もないということですので、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第13、第48号議案、府中町印鑑条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第48号議案 令和5年12月8日提出。

府中町印鑑条例の一部改正について。

府中町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は町民生活部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） 町民生活部長です。

府中町印鑑条例の一部改正について補足説明いたします。

第48号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、2の改正事項の概要です。

コンビニ等の多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受ける方法について、移動端末設備を利用する方法を追加するものです。

府中町では、印鑑登録証明書等のコンビニ交付について、平成29年9月1日からサービスを開始しています。証明書の発行方法としましては、コンビニ等の多機能端末機、いわゆるマルチコピー機において、マイナンバーカードに搭載された電子証明書を読み取り、発行する流れとなります。

今回の法改正により、スマートフォンにマイナンバーカードの電子証明書を搭載することが可能となり、コンビニ交付についても利用可能とされたことから、規定を整備するものです。

3、施行期日は、公布の日です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 今回の補足説明で中身は分かったんですけど、これはもう公布の日からすぐに使えるということなんですかね。もうそういうシステムができて、直ちにコンビニでスマホで読ませたらすぐに印鑑登録が出てくるというふうになるのか、それともまだ準備期間中なのか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） 町民生活部長です。ただいまの寺尾議員の質問にお答えします。

実際にコンビニで交付を受けることができるのは、広島では1月22日の予定です。令和6年1月22日ということになります。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第14、第52号議案、府中町手数料条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第52号議案 令和5年12月8日提出。

府中町手数料条例の一部改正について。

府中町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、介護保険法の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定等に係る申請手数料を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、福祉保健部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

府中町手数料条例の一部改正について補足して説明します。

第52号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

介護保険法の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定等に係る申請手数料を定めるため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定業務は、平成29年4月から開始され、平成30年4月に居宅介護事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されました。

これを受けて、本町においても、介護保険関連の手数料を一部改正しましたが、介護予防支援事業者、いわゆる地域包括支援センターに係る項目を新たに追加設定するものです。

手数料の額につきましては、現在制定しています地域密着型介護サービス、地域密着型介護予防サービス、総合事業に係る介護予防サービス、居宅介護サービスと同様の額とすることとし、新規の指定申請は申請1件につき2万円、指定更新申請は申請1件につき1万円とします。

3、施行期日は、公布の日です。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

8 番二見議員。

○8 番（二見伸吾君） この条例案を見ますと、300円だったものが2万円や1万円になるような印象を受けたんですけども、今の説明を聞きましたら、今まで県がやっていた申請を受理する、それに該当するものは今までなくて、ここの手数料条例の中にそれを入れ込むことによって、新たに2万円と1万円というものが必要になったと。そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 高齢介護課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼高齢介護課長（藤永美香君） 高齢介護課長兼職次長です。ただいまの二見議員の御質問にお答えいたします。

先ほど部長の答弁にもありましたように現在、設定しております2万円、1万円、これは設定当時に県の手数料等いろいろ人件費を鑑みまして、2万円、1万円の設定は、その当時しておりました。このたび追加させていただきましたのは、地域包括支援センターの新規の部分と更新の部分を設定しておりませんでしたので、これに伴って同じ金額とさせていただきます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第15、第53号議案、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第53号議案 令和5年12月8日提出。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、福祉保健部長が行います。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足して説明します。

第53号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

この条例は、国の基準により示された従うべき基準に従い、条例を定めていますので、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、町が条例で定めている基準の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、これに関連する条項番号等の整理を行うものです。

3、施行期日は公布の日です。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。  
質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。  
討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第16、第54号議案、介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第54号議案 令和5年12月8日提出。

介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について。

介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、介護保険法施行規則に基づき、地域包括支援センターの職員に係る基準について見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は福祉保健部長が行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について補足して説明します。

第54号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

介護保険法施行規則に基づき、地域包括支援センターの職員に係る基準について見直すため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

地域包括支援センターは、介護・医療・保健・福祉などのあらゆる面から高齢者を支える総合相談窓口で、専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じており、介護保険の申請窓口も担っています。

また、地域包括支援センターの職員に係る基準については、厚生労働省令で定める基準に従い、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされています。

専門職員については、保健師その他これに準ずる者1人、社会福祉士その他これに準ずる者1人、主任介護支援専門員その他これに準ずる者1人を配置することと定めていますが、近年の増加する業務量に対し、適切な遂行と将来的な人材確保のため、必要に応じた人員配置ができるよう、常勤職員を配置することを原則とすることを明確にした上で、常勤職員を配置することが困難な場合等においては、非常勤職員を配置することを可能とするものです。

3、施行期日は、公布の日です。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） まず1つは地域包括支援センターの設置者というのはこれ形式上は町になるんですかね。社協なのか。基本的なことで申し訳ありません。それを教えてください。

それから、この改正の中身、難しい国語でひねくれて書いておるんですが、要する

に、常勤職員がマスト、置かにはいけんくなったのを、今度は原則どうたらこうたらいいながら、非常勤でも置けるようにするよと読み取れるわけで、ちょっと条文としては非常に素直でない条文なんだろうなと、読ませていただきます。私がひねくれた読み方なのかもしれませんが、実際は常勤でのうても、原則じゃけえ、雇えるんよということだろうと思うわけでありまして。全国でそういうことになって、非常勤でもええけえ、とにかく人手不足何とかしんさいやという、厚労省の通達なんだろうなと思うわけですが、現実には、府中の地域包括支援には、常勤・非常勤が、ひょっとしてこのマストに外れているのかどうか。で、今後原則をきちっと守って常勤を職員で維持するのかどうか。その人数、あるいはこの緩和によってですね、非常勤も雇うもろみがあるのかどうか、そこらも教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 高齢介護課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼高齢介護課長（藤永美香君） 高齢介護課長兼職次長です。ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

まず介護保険制度の基本理念、自立支援ということについてでございますが、この自立支援の基本理念を踏まえまして、市町村は設置または委託運営をすることを目的として、地域包括支援センターを当該事業者として指定するものでございます。府中町の場合は、府中町社会福祉協議会に委託をお願いをしまして、運営をさせていただいているところでございます。

ちょっと質問が前後しますけれども、その府中町の今の地域包括支援センターの設置状況でございますが、専門職3職ありまして、保健師が常勤3名、社会福祉士が常勤3名、主任ケアマネが常勤1名、それから事務職は非常勤1名おりますが、センター長がこれが常勤1名の計12名でございます。

今の非常勤のなぜここに明文化をさせていただくかということでございますが、府中町の基準としましては、厚生労働省、もしくは介護保険法に基づき、6,000人以上が地域のその活動の場で一つと考えましたときに、1名ずついけばよろしいということにはなっております。ですが今常勤申しましたように、それぞれ3名ないし1名おりますが、最後の主任ケアマネのところですが、今常勤1名おりますけれども、この主任ケアマネの研修が5年ほどかかるということの中で、将来的に先ほど部長の答弁にもありましたように、参酌して、それは可能ですよと、非常勤でも大丈夫ですよということにはなっておりますが、そこを改めて今の段階で準備をさせていただくと

ということになりました。なのでこちらのほうで、常勤は今、完全に確保はできているというところでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 分かりました。今の基準だと府中は常勤1人さえおりゃええわけで、クリアするんじゃないことなんですけども、この趣旨からいうてですね、やっぱり将来とも、なるべく常勤の、常勤が質がよくて非常勤が質が悪いとは言い切れないかもしれませんが、身分保障をきちっとして、きちんと腰を据えて仕事をする、そういう現場の人を、なるべく増やして。パートタイマーが悪いとはいいませんが、ちゃんと専念して専ら働けるような職員をなるべく確保していただくべきだろうと考えて意見しておきます。ありがとうございます。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第17、第55号議案、府中町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第55号議案 令和5年12月8日提出。

府中町国民健康保険税条例の一部改正について。

府中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は財務部長が行います。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

府中町国民健康保険税条例の一部改正について、補足して説明します。

第55号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、以下、改正法と省略いたしますが、この改正法の施行に伴い、府中町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

改正法の施行に伴い、子育て世帯の負担軽減、次世代育成の観点から、出産する被保険者に対して課する国民健康保険税の所得割及び被保険者均等割のうち、産前産後期間の4か月間、双子などの妊娠については6か月間の額を減額するため、本改正を行うものです。

4か月間ないし6か月間の産前産後期間については、出産する被保険者分の保険料がゼロ円となるものです。

3、施行期日等です。

施行期日は令和6年1月1日で、改正後の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

なお、関係部署とも協力し、対象者には積極的に周知を図る予定としております。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

4 番狩野議員。

○4 番（狩野雄二君） 4 番狩野です。ちょっと理解できなかつたんですけど、この産前産後期間、単胎妊娠は4か月とあるんですけど、これは産前2か月、産後2か月ということですか。それとも、合計の4か月で掛ける2の8か月間ということなんですかね。ちょっとその辺期間だけ教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。

こちらの該当期間につきましては、出産する月1か月と、出産前1か月で出産後2か月が該当いたします。

説明は以上となります。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにごございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第18、第56号議案、府中町下水道事業経営審議会設置条例の制定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第56号議案 令和5年12月8日提出。

府中町下水道事業経営審議会設置条例の制定について。

府中町下水道事業経営審議会設置条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、府中町下水道事業における経営の健全化に係る審議を行うために設置する府中町下水道事業経営審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

補足説明は町民生活部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） 町民生活部長です。

府中町下水道事業経営審議会設置条例の制定について補足説明いたします。

第56号議案参考資料を御覧ください。

1、制定の趣旨です。

府中町下水道事業における経営の健全化に係る審議を行うために設置する府中町下水道事業経営審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

令和2年度に策定した下水道事業の経営計画である府中町下水道事業経営戦略では、令和6年度までに下水道使用料の妥当性について検証を行うこととしています。

これについて、使用料の在り方を含めた下水道事業の経営の健全化について、有識者や住民代表による府中町下水道事業経営審議会を設置して審議を行うこととし、当該審議会を地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、条例へ位置づけるものです。

2、制定事項の概要です。

（1）審議会は、町の諮問に応じ、下水道事業の経営に関することについて審議し、その結果を答申します。

（2）委員は、ア、学識経験者、イ、下水道の使用者、ウ、その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱します。

（3）委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日までとします。

3、施行期日は、公布の日です。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 一つはスケジュール感ですけども、これは、料金の妥当性を審議するというので、委員会の説明では、値上げを含めたということもしっかり出ておりますので、ぶっちゃけて言うと値上げ審議会ということになる。そういう受け止めになるんじゃないかと思うんですけども。先ほどの説明だと令和6年度までに、その経営戦略会議ではですね、使用料を含めた妥当性の、結論を出すという表現だったかなと思うんですが、そうすると、この審議会を設置してから、いつごろその諮問、答申を得て、仮に値上げするならいつ頃が想定されるのか、そのスケジュール感、経営戦略のスケジュールと併せてちょっと教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

下水道課長。

○下水道課長（岡村紀行君） 下水道課長です。田中議員の質問にお答えします。

今後の予定でございますが、令和6年度内に方向性を策定することを踏まえまして、令和6年度の年度当初から審議会を開催したいと考えております。

そのために今年度内に委員の人選を行いまして、令和6年度の主に上半期中に4回程度審議会を開催することを考えております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） ということは、令和6年度末に答申というもくろみでよろしいですか。

○議長（梶川三樹夫君） 下水道課長。

○下水道課長（岡村紀行君） 下水道課長です。そのような思いを持っております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 11 番寺尾議員。

○11 番（寺尾光司君） 今話を聞くと、全部値上げ前提で動くかということで、ちょっと私自身は不安なんですけど、先ほど説明がありました令和2年につくられた下水道事業の経営戦略なんですけど、確かに使用料の見直しに関するところから令和6年度までにそういう改定の必要性に関する検証を行うというふうに書いてあるんですけど、その前段にですね、収益的収支については、計画期間全体としては使用料収入総額で

約800万円の黒字と収支がほぼ均衡しているため、直ちに下水道使用料の見直しが必要な状況にはありません。ただし検証しますよ、というような書き方をしている。基本的にはこの経営戦略をつくったとき、私、前回のメンバーだったんですけど、そんなときは当分は大丈夫だというような認識だったんですが、この前の4年度の決算でも、経費回収率が悪くなっているという話があって、監査委員会の指摘もあったりしてるんでちょっと状況が変わってるのかなというふうに思ったんですが、変わったんならどういう部分が変わってそういう改正、値上げとか、使用料改正をしなければいけないかというのを説明いただければいいのかなというのが一つと、それとこの審議会というのが経営の健全化ということなんで、料金改定だけじゃなくてそれ以外にも、入りを増やして出を少なくすればいい話ですので、例えば下水道の普及率を高めてよりたくさん使ってもらおうとか、経費の削減を図るとか、そうした収支の均衡策というのはいろいろ考えられるんじゃないかというふうに思うんですね。だから値上げだけ即ち、という話じゃないとは思って、その辺はしっかりこの審議会の中で検討いただけるのかどうかというのを伺います。ちょっと2点ほど。

○議長（梶川三樹夫君） 下水道課長。

○下水道課長（岡村紀行君） 下水道課長です。寺尾議員の質問にお答えします。

経営戦略をつくったときとは状況が変わっております。収入に関しましては、使用料収入が減っております。これは節水型トイレやシャワーが普及しているのが原因だと思われまます。また、支出に関しては、電気料金の高騰などにより、流域下水道維持管理負担金が増えておりまして、計画を策定したときとはかなり状況が変わっております。

また、2つ目の質問、普及率や経費削減についても審議会で審議していただけるのかということですが、普及率については整備を進めてまして、現在の人口に対する普及率は99%に近くなっておりますので、普及率を上げるということはかなり難しい、もうこれ以上増やせないような状況にはなっております。あと経費削減につきましても、削減できる部分がありません。人件費の削減とか春の質問では、お答えしてと思っておりますけれども、非常に難しい状況となっております。

説明は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 状況が変わってるというのは分かるんですけども、ただこの

収支については状況は絶えず変わってくると思うんで、今高いかもしれませんが、いろいろ国際情勢もあるんでその辺は先を見通す必要はあると思います。

それと、せっかくこういう審議会を設置するんですから、ただ料金改定だけじゃなくて先ほど言いました、普及率が難しいという意味でいったら例えばまだ未接続があると思うんですよね。そこら辺の接続をしてもらうようにしていく話とか、あと経費削減でいえば、県が広域化の計画をつくってますよね。そういう県の下水道の広域化の中でいえば、例えば、維持管理の民間委託なんかを何か検討されとるみたいなんで、そういった面も含めて、学識経験者の方もいろいろ意見は持っておられると思うんで、最初からもうこの審議会は、料金改定だけするんじゃないくて、広く府中町の下水道事業全体の経営の健全化について、しっかり審議していただけるように意見を聞くとともに情報もしっかり提供して、議論を進めていっていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第19、第57号議案、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更に係る協議についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第57号議案 令和5年12月8日提出。

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更に係る協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務を変更し、これに伴い次のとおり広島県市町総合事務組合同規約（昭和35年指令地第803号）を変更することに関し、関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更に関し、関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。

補足説明は総務企画部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。

第57号議案、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更に係る協議についてに関し、補足して説明をいたします。

第57号議案参考資料をお願いいたします。

1、提案の理由です。

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更に関し、関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるものです。

2、規約変更の概要です。

広島県市町総合事務組合における退職手当の支給に関する事務について、府中町が新たに共同処理を開始するに当たり、規約の変更を行うものです。

定年年齢の引上げや部分休業の導入により、職員の高齢期における多様な生活設計が可能となるとともに、若年層の転職等も増加していることから、昨今、各職員の退職時期を一概に見込むことが困難な状況となっています。したがって、退職手当の支出時期が見通せず、突発的な多額の支出も想定され、予算編成や中長期的な収支計画に少なからず影響が生じることから、安定的な財政運営及び退職手当負担の平準化を図ることを目的として、退職手当の支給に関する事務を、広島県市町総合事務組合に

において共同処理いたしたく、去る9月20日開催の全員協議会において、詳細に御説明をさせていただいたところです。

事務は予定どおり進んでおり、議決をいただいた後は、関係地方公共団体との協議を経て、規約の変更を行うとともに、3月定例会での関係条例の廃止等の後、広島県市町総合事務組合において共同処理を開始する運びとなります。

3、施行期日は令和6年4月1日です。

なお、施行後は、町単独の事務ではなくなりますが、退職手当に係る内容の改正や退職者数などに関し、議会には逐次情報提供してまいりたいと考えております。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第20、第58号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第58号議案 令和5年12月8日提出。

指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

提案理由でございますが、地区センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものでございます。

補足説明は町民生活部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） 町民生活部長です。

第58号議案、指定管理者の指定について補足説明いたします。

府中町の地区センターである府中東地区センター、総社会館及び鶴江地区センターの指定管理者の指定期間が、令和6年3月31日をもって満了となるため、引き続き各小学校区の地域を代表する町内会長、自治会長で構成しておりますそれぞれの運営委員会を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、指定管理者として指定を行うものです。

なお、指定管理者の指定につきましては、施設の性格、規模、機能等を考慮して設置目的を効果的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できるものと思慮されることから、公募によらないこととして、各運営委員会を指定管理者として選定しております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 指定管理の内容を概略でいいから教えてください。管理というのは、どの程度の管理なのか、管理人を置くことも管理なのか、そういう人員の配置までなのか。

予算については、また予算委員会なり、定例議会でやるんでしょうけど、ざっとした、これまでの今の予算規模でいうとどの程度で、大規模補修はあれだけでも、小さな補修は任せるんだとか人の管理の人件費まで任せるんだとか、大ざっぱなところちょっと教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

ただいまの御質問について御答弁をさせていただきます。

地区センターにつきましては、まず管理人、施設の使用の許可、受付等をしていただくような管理業務となっております。また、簡易的な修繕、いわゆる蛍光灯が切れているとか、トイレの水漏れがするとか、そういったことにつきましては、こちらのほうでやっていただく。大きなものの修繕につきましては町のほうで修繕をやらせていただくということになっております。

主な経費の内訳につきましては、人件費がほとんどでございまして、管理人2人が交互に管理業務を行っております。随時1人おるような形で管理を行っているという状況でございまして、金額ですが、1つの地区センターにつきましては、244万1,000円ということになりますので、その主なもの、ほぼ235万円につきましては人件費で、トイレトーパー、蛍光灯、清掃用具等の消耗品についてが7万円、あと会議費ですね、総会のお茶等につきましては2万円ということですので、もうほぼ人件費がほとんど占めているということでございます。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第21、第59号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第59号議案 令和5年12月8日提出。

指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、府中北交流センター（集会所）の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものでございます。

補足説明は町民生活部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） 町民生活部長です。

第59号議案、指定管理者の指定について補足説明いたします。

府中北交流センター集会所の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって満了となるため、引き続き、公益社団法人府中町シルバー人材センターを令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、指定管理者として指定を行うものです。

なお、指定管理者の指定につきましては、施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できることと思慮されることから、公募によらないこととして、公益社団法人府中町シルバー人材センターを指定管理者として選定しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） さっきの集会所と同じように、今回も指定管理の中身を教えてください。それと概略、規模。

それから、これ北交流の集会所部分、括弧で書いてあるので参考までに、あそこの、じゃから住宅部分は直接町が管理ということになるんですかね。それも一緒に教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

ただいまの御質問について御答弁させていただきます。

先ほどとほとんど同じでございますが、管理人を配置しておりまして、管理人は、先ほどと同じように施設の使用の許可等を行っていただくということになっております。今回の指定管理委託料の内訳でございますが、そういった管理人の賃金と、先ほどと同じような消耗品費、先ほどの地区センターと違うのは光熱費の支払いがこの委託料の中に入っております。さらに、電話代金、NHK受信料等といった費用が含まれております。

最後の御質問でございますが、1階の集会所部分は私どもの管理になっております。2階は児童センターで、3階以降の町営住宅につきましては、建築課の管轄になっておりまして、当課から離れております。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） だから2階の児童センター、あれは社協だったっけ。すいません。3階は建築課で町の直の管理で、1階はこの指定管理で委託。2階の児童センターは別なんですか。

○議長（梶川三樹夫君） 自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長です。

説明がちょっと不十分で申し訳ありません。2階の児童センター部分につきましては子育て支援課の管轄になっておりますので、また子育て支援課のほうで指定管理のほうの委託ということになっております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかによろしいですか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） ごめんなさい、僕詳しくなくて。だから1階は指定管理でシルバーに委託する。2階はやっぱり指定管理でこれは社協に指定管理ですかね。3階はまた町の直営ということで。3階4階かは直営ということなんですか。ちょっと整理して教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 町長。

○町長（佐藤信治君） 誰もお答えせんようですので、私が代わってお話ししますが、

今、田中議員がおっしゃられたとおりでございます。1階が本件で、2階が児童センターですので、社会福祉協議会のほうに、指定管理。それから3階以降の町営住宅については、直接町のほうが管理をしておるということでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第22、第60号議案、教育委員会委員任命の同意についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第60号議案 令和5年12月8日提出。

教育委員会委員任命の同意について。

府中町教育委員会委員に次のものを任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

府中町長 佐藤信治

住所は、広島県安芸郡府中町八幡二丁目12番22号 レガロⅢ、

氏名は、神原謙治氏でございます。

提案理由は、教育委員会委員1名の任期が令和5年12月21日をもって満了となるため、教育委員会委員を任命することについて同意を求めるものでございます。

神原氏は45歳の方で、令和元年12月22日に教育委員に就任いただき、このたび任期満了を迎えられます。これまで保護者としてPTA活動に積極的に関わり、地域協働活動の中心となって、地域の方々とともに学校の環境改善に御尽力いただくとともに、当町の教育委員として熱意を持って誠実に職務を遂行していただいていることから、引き続きお願いするものでございます。

任期につきましては、令和5年12月22日から令和9年12月21日までの4年間となります。

提案説明は以上でございます。補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本件は、人事案件につき、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここでお諮りします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とし、次回は12月11日午前9時30分から会議を開きます。御苦労さまでした。散会。

（散会 午後 2時11分）